

授業計画1回～8回

回	月 日	テーマ	講義の内容
1	10月 7日	通信関連法規の概要	電気通信の発達と電気通信法規 法令及び条約の基礎的な事柄 電気通信に関する国際組織と規制の枠組 国際電気通信連合(ITU)の基本文書その1
2	21日	国際電気通信法規	国際電気通信連合(ITU)の基本文書その2 電波資源の国際管理及び周波数の割当て
3	28日	電波法1 無線局を開設する1	無線局の開設 免許又は登録を要する無線局(免許制度) 無線局免許の欠格事由
4	11月 4日	電波法2 無線局を開設する2	無線局の開設の手続 免許と登録、包括免許及び包括登録
5	11日	電波法3 無線設備の技術基準と適合マーク	送信設備及び受信設備の技術基準 技術基準認証制度 (適合証明、設計の認証、技術基準自己確認)
6	18日	電波法4 携帯電話と電波法	無線従事者資格制度 無線局の運用
7	25日	電波法5 無線局の管理と監督 ICカード、電子レンジと電波法	無線局の管理 無線局に対する監督 高周波利用設備
8	12月 9日	電波法6 無線通信秩序の維持	電波利用環境の保護、電波利用料 電波法の罰則規定

第4回目のテーマは前回に引き続き「無線局を開設する2」と云うことで、その内容は、無線局開設の手続きに関する法規定、免許と登録についての法規定等を学習します。

第4回(11月4日)授業の学習ガイド

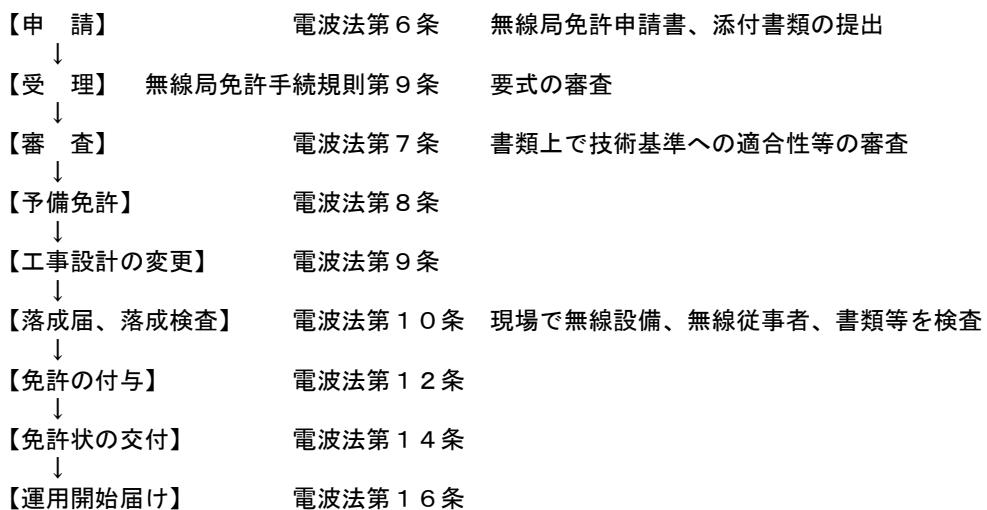
①本日の授業は、前回の電波法第1回目のテーマとそのキーワードに引き続き、「無線局の開設②」です。前回は電波法第4条に規定される無線局を開設するには基本的に「免許」が必要であることを学習しました。

②今回は「無線局の開設」の条件となる無線局免許を取得するための手続きに関する規定内容及び無線局の免許制度と免許交付後のフォローアップをするための規定内容を学習します。

③無線局の免許手続きについては、電波法第6条に規定されるように申請から始まり、申請内容の審査、当該の申請が電波法に対して適法かどうかのチェック(検査等)後の免許の交付に至るまでの流れについて学習し理解します。

電波法 第2章 無線局の免許等

1) 通常の免許手続き（基本となる免許手続き）



無線局の開設のための手続きは要式行為であり、電波法令に規定された順序及び書式により行う必要がある。

基本的な無線局免許手続きは、通常の免許手続きであり、

【申請】から始まり、

【審査】：電波法に適法かどうかのチェック

【落成届、落成検査】を経て、

【免許の付与】

【免許記録の交付】の流れで行われ無線局の開設が実現される



電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の免許手続き

免許の申請(第6条、無線局免許手続規則第2～8条)

無線局免許申請書+添付書類(無線局事項書及び工事設計書)を総務大臣に提出「要式行為」

受理(無線局免許手続規則第9条第1項)

提出書類の形式的要件を審査

適法 ⇒ 受理

不適法 ⇒ 返却(訂正可能であれば再提出可)



無線局の免許の申請は、無線局免許手続規則第2条第1項に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所ごとに行わなければならない。同種別の無線局を同じ設置場所に開設する場合でも、開設者が異なる場合には、別個の申請が必要である。

例えば、同じ無線設備を共用使用で別々にアマチュア無線局を開設しようとする場合には、免許の申請は別個に行う必要がある。

無線局の免許を受けようとする者は、無線局免許申請書及び必要な事項を記載した添付書類(無線局事項書及び工事設計書)を総務大臣に提出しなければならない。

提出された申請書類について、その形式的要件が適法であるか否かを審査され、適法な場合には有効な申請書類として受理され不適法な場合には受理されずに返却される。

不受理による返却が補正可能な理由による場合には、補正の上、申請書類を再提出すれば受理される。



添付書類記載事項等

申請書及び添付する書類の記載事項

記載事項			
一般的無線局の場合			
無線局免許申請書		「電波法第6条の規定により無線局の開設を申請する。」旨の記載。	
		目的	
		開設を必要とする理由	
		通信の相手方及び通信事項	
		放送事項	
		無線設備の設置場所	
		電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	
		希望する運用許容時間	
添付 書類	無線局事項書	工事落成の予定期日	
		他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容	
	工事設計書	無線局の工事費及び無線局の運用費の支弁方法	
		事業計画及び事業収支見積もり	
		放送区域	

一般の無線局の場合と基幹放送局の場合に於ける申請書及び添付する書類の記載事項

資料1

新目的区分

項目	コード
1 電気通信業務用	CCC
2 公共業務用	PUB
3 放送事業用	BCS
4 実験試験用	EXP
5 アマチュア業務用	ATC
6 一般送信用	GBC
7 簡易無線業務用	CRA
8 一般業務用	GEN
9 基幹放送用	BBC

新通信事項区分

項目	コード
1 電気通信業務に関する事項	CCC
2 電気通信業務（一般放送利用を含む。）に関する事項	CCG
3 電気通信業務（一般放送用のフィーダリケンを含む。）に関する事項	CCF
4 電気通信業務に関する事項	CCM
5 国際会議に関する事項	GGG
6 防災対策に関する事項	DAB
7 災害対策に関する事項	GMP
8 道路交通情報に関する事項（安全運転支援に関する事項を除く。）	RDI
9 安全運転対策に関する事項	ITS
10 沿岸航行対策に関する事項	TRO
11 電気通信の監理・規律に関する事項	GMA
12 標準測定及び標準時の通報	GMS
13 消防事務に関する事項	FDA
14 檢察事務に関する事項	GMK
15 調正管理に関する事項	GMR
16 入国管理制度に関する事項	GME
17 公安調査に関する事項	GML
18 外務行政事務に関する事項	GMT
19 税關事務に関する事項	GMC
20 国税事務に関する事項	GMG
21 宇宙開拓に関する事項	SPA
22 放射能汚染の管理業務に関する事項	GKA
23 放疫事務に関する事項	GMO
24 廉秉取締に関する事項	GMN
25 水防事務に関する事項	RDR
26 水防道路に関する事項（灾害対策・水防に関する事項を除く。）	RDA

項目	コード
27 災害対策・水防に関する事項	DAO
28 放送番組又は放送音楽に関する事項	DFW
29 航空保安事務に関する事項	ACH
30 無線施設に関する事項	ACE
31 航空無線航行に関する事項	ACF
32 航空交通安全に関する事項	ACC
33 気象業務に関する事項（気象警報に関する事項を除く。）	CWR
34 気象警報に関する事項	CWB
35 海上保安事務に関する事項	MSA
36 航路標識に関する事項	MSC
37 海上無線航行業務に関する事項	MSG
38 気象通報に関する事項	MSH
39 防衛に関する事項	GMD
40 外交に関する事項	EMB
41 防災行政対策に関する事項	DAI
42 公共対策に関する事項	KTS
43 土地改良事業に関する事項	AGG
44 地方行政事務に関する事項	LGO
45 地震防災情報に関する事項	RDV
46 道路整理に関する事項	RDK
47 電気事業に関する事項	EPA
48 電気事業に関する事項	ATO
49 ガス事業に関する事項	GAS
50 水資源開発に関する事項	RDC
51 上下水道事業に関する事項	WRU
52 熱供給事務に関する事項	HET
53 港湾施設に関する事項	BCM
54 刑事防護警備に関する事項	LCO
55 鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関する事項	LCL
56 高速自動車の安全運行に関する事項	LCA
57 一般乗合旅客自動車等の安全運行に関する事項	LCI
58 売り手に関する事項	RXY
59 航路警戒に関する事項	HSA
60 港湾管理に関する事項	HSM
61 国際港湾施設の保安の確保等に関する事項	HEA
62 港務通信に関する事項	HST
63 海難救助に関する事項	DAF
64 船舶又は航空機の救援に関する事項	DAH
65 渔業指導監視に関する事項	FSM
66 半導体用装置に関する事項	SPB
67 山岳遭難防止及び救助に関する事項	DBA

項目	コード
68 放送番組の中継に関する事項	BCP
69 放送番組素材の中継に関する事項	BCA
70 放送番組の取扱い等の連絡に関する事項	BCG
71 無線設備の監視・制御に関する事項	RCT
72 放送事務に関する事項（中継又は無線設備の監視・制御に関する事項を除く。）	BCS
73 実験、試験又は検査に関する事項（アルゴンガスによる充填に関する事項を除く。）	EXP
74 アルゴンガスシムデータ伝達に関する事項	O TP
75 放送に関する事項	EDC
76 テレビ放送に関する事項	ATC
77 アマチュア業務（人工衛星追跡管制）に関する事項	ATS
78 一般放送に関する事項	B CB
79 エリニア放送に関する事項	ABC
80 簡易な事項	C RA
81 船舶の航行に関する事項	M A A
82 公共対策に関する事項	T LG
83 深埋の配信に関する事項	M SD
84 深埋の航路標識に関する事項	F SO
85 海上運送事業に関する事項	M CS
86 海洋の測量に関する事項	M CR
87 水先・引き船に関する事項	H SP
88 海上作業に関する事項	M AW
89 海上測量業務に関する事項	M SM
90 港湾運送事業に関する事項	H SW
91 港湾工事に関する事項	H BW
92 渔業通情報に関する事項	F SE
93 航空機の運用に関する事項	M MA
94 飛行援助に関する事項	A CB
95 航空機の安全及び運行管理に関する事項	A CD
96 自用の航空機に関する事項	A CO
97 飛行場における航空機の飛行援助に関する事項	A CA
98 飛行場における地上管制に関する事項	A CY
99 航空機の運航管理に関する事項	A CZ
100 航空機の製造修理に関する事項	A CT
101 航空機の修理に関する事項	A CR
102 一般乗用旅客自動車の運行に関する事項	L CT
103 貨物自動車の運行に関する事項	L CK
104 自動車の教習に関する事項	E OT
105 山岳遭難防止及び救助に関する事項	R XW

項目	コード
106 林業農業に関する事項	A AF
107 MCA陸上移動通信に関する事項	M CA
108 狹域通信に関する事項（有料道路自動料金受取に関する事項を除く。）	D SR
109 狹域通信に関する事項（有料道路自動料金受取に関する事項）	E TC
110 電波利用の最適化のための広報に関する事項	AT G
111 地震又是火山噴火予知観測に関する事項	S EE
112 気象・勤務の観測データの伝達に関する事項	O TT
113 地域振興に関する事項	L AO
114 スポーツ・レジャーに関する事項	S RD
115 労働基準監督に関する事項	GM J
116 ニュースの取材及び報道に関する事項	N PW
117 現金・有価証券等の安全管理に関する事項	L CM
118 室内環境・衛生に関する事項	P TG
119 侵入未知に関する事項	P TI
120 火災防止に関する事項	P TH
121 無線定位に関する事項	O TG
122 音響に関する事項	O TO
123 本邦に在する日本人向けの広報に関する事項	T KK
124 一般業務用通信に関する事項	GEN

基幹放送の種類コード	項目	コード
1 中波放送	B MF	
2 短波放送	B R	
3 短波放送（国際放送）	I BR	
4 短波放送（中継国際放送）	R I B	
5 超短波放送	B FM	
6 超短波放送（外国語放送）	F FM	
7 超短波放送（ミニニティ放送）	C FM	
8 短波放送（短時間的放送）	E FM	
9 短波放送（デジタル放送）	D FM	
10 短波文字放送	F CM	
11 短波文字多言語放送（有料放送を含む。）	P FC	
12 標準ナビゲーション放送（デジタル放送）	D T J	
13 高精度度ナビゲーション放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）	D HV	
14 高精度度ナビゲーション放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送・受信端末対策集中継放送）	S HV	
15 データ放送（デジタル放送）	D DJ	
16 マルチメディア放送	MMH	
17 放送試験用	B CK	
18 その他の放送	O BC	
105		

添付書類記載事項等

申請書及び添付する書類の記載事項

		記載事項	
		一般的無線局の場合	基幹放送局の場合
無線局免許申請書		「電波法第6条の規定により無線局の開設を申請する。」旨の記載。	
		目的	
		開設を必要とする理由	
		通信の相手方及び通信事項	放送事項
		無線設備の設置場所	
		電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	
		希望する運用許容時間	
添付 書類	無線局事項書		工事落成の予定期日
	他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容		無線局の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
		事業計画及び事業収支見積もり	
		放送区域	
工事設計書		無線設備の工事設計	

一般の無線局の場合と基幹放送局の場合に於ける申請書及び添付する書類の記載事項

電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の免許手続

申請の審査（第7条）

総務大臣は、申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が適合しているかどうか審査しなければならない。

審査の基準	放送局を除く 無線局の場合	一 工事設計が電波法第三章に定める技術基準に適合すること。
		二 周波数の割当てが可能であること。
		四 「無線局の開設の根本的基準」*)に合致すること。
	放送局の場合	一 工事設計が電波法第三章に定める技術基準に適合すること。
		二 放送用周波数使用計画に基づき、周波数の割当てが可能であること。
		三 当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること。
		四 特定地上基幹放送局にあっては、放送法等に定める基準、要件等に適合すること。
		七 「基幹放送局の開設の根本的基準」**)に合致すること。

*) 「無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準」（昭和25年9月1日電波監理委員会規則第12号）

**) 「基幹放送局の開設の根本的基準」（昭和25年12月5日電波監理委員会規則第21号）

申請の内容についての書類上の審査は、放送局を除く無線局の場合と放送局の場合に区別された下記の審査基準により審査が行われる。

放送局を除く無線局の場合

- 一 工事設計が電波法第三章に定める技術基準に適合すること。
- 二 周波数の割当てが可能であること。
- 三 主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあっては、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 四 「無線局の開設の根本的基準」に合致すること。

放送局の場合

- 一 工事設計が電波法第三章に定める技術基準に適合すること。
- 二 放送用周波数使用計画に基づき、周波数の割当てが可能であること。
- 三 当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること。
- 四 特定地上基幹放送局にあっては、放送法等に定める基準、要件等に適合すること。
- 七 「基幹放送局の開設の根本的基準」に合致すること。

電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の免許手続き

予備免許(第8条)

総務大臣は、第7条の規定により審査した結果、その申請が適合していると認めるときは、

次の事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

- 一 工事落成の期限
- 二 電波の型式及び周波数
- 三 識別信号
- 四 空中線電力
- 五 運用許容時間

予備免許【電波法第8条】

書類上の審査を通過すると、次の事項を指定して予備免許が付与される。

指定事項

- 工事落成の期限
- 電波の型式及び周波数
- 識別信号
- 空中線電力
- 運用許容時間



電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の免許手続き

工事設計の変更(第9条)

- 1) 総務大臣の事前の許可を要する変更
通信の相手方/通信事項(放送事項)/放送区域/無線設備の設置場所
- 2) 軽微な事項の変更
電波法施行規則第10条に掲げる事項
遅滞なく届け出
- 3) 変更することが出来ない事項
周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すもの
電波法第三章に定める技術基準に合致しないもの

工事設計の変更（電波法第9条、電波法施行規則第10条、無線局免許手続規則第12条）

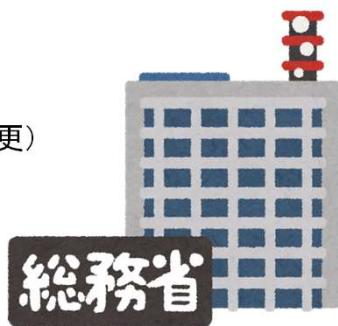
予備免許を受け、無線設備を試験的に作動させた結果、所期の設計性能と異なる場合等がある。

このような場合には、申請時の工事設計を変更することができる。

工事設計の変更

総務大臣の事前の許可を要する変更

総務大臣の事前の許可を要しない変更（軽微な事項の変更）



電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の免許手続き

落成後の検査(第10条)

予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、検査事項について検査を受けなければならない

検査事項

無線設備が電波法第三章の技術基準に適合していること

無線従事者の資格と員数

時計及び無線局に必要な書類の備え付け

落成届け及び落成後の検査（電波法第10条、無線局免許手続規則 第13条）
予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を文書により総務大臣
に届け出て、次の事項について検査を受けなければならない。

落成後の検査の検査事項

- ・無線設備が電波法第三章の技術基準に適合していること
- ・無線従事者の資格と人数
- ・時計及び無線局に必要な書類の備え付け



落成後の検査は、その検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について登録点検事業者又は登録外国点検事業者が総務省令で定めるところにより行って当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて受検の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。

電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の免許手続き

免許の拒否（第11条）

工事落成期限経過後2週間以内に工事落成の届出がないときは、総務大臣は、免許を拒否しなければならない。



その他の免許の拒否（無線局免許手続規則第14条）

落成後の検査の結果、不合格となった場合

免許申請を審査した結果、予備免許の付与の要件
に適合しない場合

免許の拒否〔電波法第11条、無線局免許手続規則第14条〕

総務大臣は、次の場合には無線局の免許を拒否しなければならない。

無線局の免許の拒否の理由

- ・免許申請を審査した結果予備免許の付与の要件に適合しない場合
- ・工事落成期限経過後2週間以内に工事落成届が提出されない場合
- ・落成後の検査の結果、不合格となった場合

総務大臣は、無線局の免許を拒否したときは、申請者に対しその旨を理由を記載した文書をもって通知する。



電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の免許手続き

免許の付与（第12条）

総務大臣は、落成検査の結果が合格のときは、遅滞なく申請者に対し免許を与えなければならない

免許の有効期間（第13条、第13条の2）

免許の有効期間は、免許の日から起算して五年を超えない範囲内において電波法施行規則で定められる

無線局の種別	有効期限
特に規定の無い無線局	5年
パーソナル無線局（適合表示無線設備使用）	10年
義務船舶局、義務航空機局	無期限
放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る）	目的達成に必要な期間
放送実験局、放送試験衛星局、実用化試験局	2年
電波法第5条第1項のアマチュア局（永住を許可された者が開設するものを除く）	1年

免許の付与（電波法第12条）

総務大臣は、落成後の検査を行った結果、その無線設備が工事設計に合致し、かつ、その無線従事者の資格及び員数、その時計及び書類が電波法の規定にそれぞれ違反しないと認めるときは、遅滞なく申請者に対し免許を与えなければならぬ。



電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の免許手続き

免許記録（第14条）

総務大臣は、免許を与えたときは、当該免許に係る次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成し、遅滞なく免許人に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該免許の有効期間中、当該免許人が閲覧することができる状態に置かなければならない

記録の作成の通知（無線局免許手続規則第21条の2）

免許記録の作成に係る免許人に対する通知は、当該免許に係る申請等が、電子申請等による場合にあっては総務省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行うこととし、書面申請等による場合にあっては免許事項証明書を交付することにより行うこととする。

免許記録には、次の事柄が記載される。（電波法第14条）

免許の年月日及び免許番号

免許人の氏名又は名称及び住所

無線局の種別

無線局の目的

通信の相手方及び通信事項（放送局の場合は放送事項及び放送区域）

無線設備の設置場所

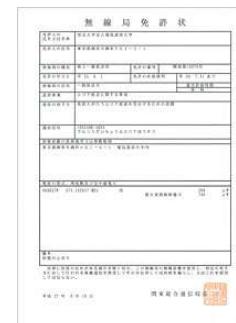
免許の有効期間

識別信号

電波の型式及び周波数

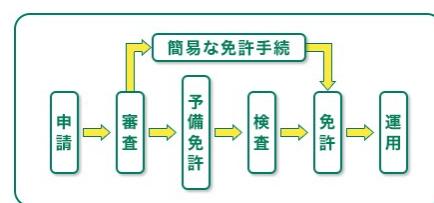
空中線電力

運用許容時間



電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の免許手続き



簡易な免許手続（第15条）

再免許の手続及び次の無線局の免許については、簡易な免許手続きによることができる



適合表示無線設備のみを使用する無線局
遭難自動通報局等
特定実験試験局



T XX123456789
R 123-456789

電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の免許手続き

包括免許の免許手続き（第27条の2）

特定無線局であって、目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格が同一のものを2以上開設しようとする者は、包括免許を申請できる

特定無線局とは、次のいずれかの無線局であって、適合表示無線設備のみを使用するものをいう。

- 一 移動する無線局であつて、通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射するもののうち、総務省令で定める無線局*)
- 二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、移動する無線局を通信の相手方とするもののうち、無線設備の設置場所、空中線電力等を勘案して総務省令で定める無線局**)

*) 電波法施行規則第15条の2第1項、当該特定無線局の免許人を「第一号包括免許人」という。

**) 電波法施行規則第15条の2第2項、当該特定無線局の免許人を「第二号包括免許人」という。

電波法 第2章 無線局の免許等

3) 包括免許の手続き(電波法第27条の2～第27条の6)

特定無線局であつて、目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格が同一のものを2以上開設する場合。(Ex. 携帯電話機、MCA移動端末など)

【包括免許の申請】電波法第27条の3 特定無線局の免許申請書、添付書類

↓
【受理】 無線局免許手続規則第9条

↓
【審査】 電波法第27条の4 周波数割当て可能性、特定無線局の開設の根本的基準

↓
【包括免許の付与】電波法第27条の5第1項

↓
【免許状の交付】 電波法第27条の5第2項

↓
【運用開始届け】 電波法第27条の6

電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の免許手続き

運用開始及び休止の届出（第16条）



無線局の免許人は、免許を受けたときは、遅滞なく無線局の運用開始の期日を総務大臣に届け出なければならない。
ただし、電波法施行規則第10条の2で定める届出を要しない無線局については、運用の開始を届ける必要はない。

運用の開始を届け出た無線局の運用を一箇月以上休止するとき及び休止期間を変更するときは、免許人は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。

電波法 第2章 無線局の免許等

無線局の再免許

再免許（電波法第13条第1項ただし書き、無線局免許手続規則第16条～第20条）
免許の内容の変更を含む再免許は認められない

無線局の種別	申請時期（免許の有効期間満了前）
特に規定の無い無線局	三箇月以上六箇月を超えない期間
アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く）	一箇月以上一年を超えない期間
特定実験局	一箇月以上三箇月を超えない期間
免許の有効期間が一年以内である無線局	一箇月までに
無線局免許の終期の統一（電波法施行規則第8条第1項）に関連して、免許の有効期間満了前一箇月以内に免許を与えられた無線局	免許を受けた後直ちに

（無線局免許手続規則第18条）

電波法 第2章 無線局の免許等

免許の承継

免許人の地位の承継（電波法第20条、無線局免許手続規則第二章第二節の二）ある者が、他の者の法令上の権利及び義務を受け継ぐことを「承継」という。

承継の原因	免許人の地位を承継する者	承継の手続き
免許人についての相続	相続人	届出 (無線局免許手続規則第20条の2)
免許人である法人の合併又は分割	合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人であって総務大臣の許可を受けたもの	許可の申請 (無線局免許手続規則第20条の3)
無線局を使用して行う事業の譲渡	譲受人であって総務大臣の許可を受けたもの	許可の申請 (無線局免許手続規則第20条の3の2)
船舶及び航空機の運行者の変更	変更後船舶又は航空機を運航する者	届出 (無線局免許手続規則第20条の2)

電波法 第2章 無線局の免許等

免許の失効及び取消し

無線局免許の失効の原因

無線局免許の失効の原因 (包括免許の場合を除く)	有効期間の満了	電波法第13条
	無線局の廃止	電波法第23条
	外国で取得した船舶又は航空機の無線局に特例により免許が与えられた場合で、当該船舶又は航空機が、日本国内の目的地に到着したとき	電波法第27条第2項
	免許の取消し	電波法第75条、第76条
	免許人が存在しなくなったとき（法人の解散、免許人が死亡し免許人の地位の承継が行われない場合）	
	多重放送の無線局で、本体放送局の免許が効力を失ったとき	電波法第13条の2

電波法 第2章 無線局の免許等

免許の失効及び取消し

免許の取り消し(電波法第75条第1項、第76条第4項)

絶対的取消し(第75条第1項)

絶対的欠格事由の規定により免許を受けることができない者となつたときは、その免許を取り消さなければならない



電波法 第2章 無線局の免許等

免許の失効及び取消し

免許の取り消し(電波法第75条第1項、第76条第4項)

相対的取消し(第76条第4項)

- 一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき
- 二 不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条の許可を受け、又は指定の変更を行わせたとき
- 三 電波法第76条第1項の規定による無線局の運用の停止の命令又は運用の制限に従わないとき
- 四 免許人が電波法第5条第3項第一号に該当する（刑の執行後から二年を経過しない）に至ったとき

電波法 第2章 無線局の免許等

免許の失効及び取消し

免許失効の場合の措置

無線局の免許が失効した場合、免許人であった者には
次の措置が求められる

遅滞なく空中線を撤去、その他電波の発射を防止するた
めに必要な措置(電波法第78条)



電波法 第2章 無線局の免許等

免許記録の取り扱い

免許記録の備え付け（電波法施行規則第38条）

免許記録は、電波法第60条に規定される業務書類であり無線局に
備え付けておかなければならぬ。

免許記録の訂正（電波法第21条、免許手続規則第22 条）

免許人は、免許記録に記録した事項に変更を生じたときは、遅滞な
く、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

電波法 第2章 無線局の免許等



免許状の取り扱い

免許状の再交付(無線局免許手続規則第23条)

免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付を受けることができる。この場合、理由及び免許の番号並びに識別信号を記載した申請書を提出しなければならない。

新たな免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を返さなければならぬ。(無線局免許手続規則第22条)

電波法 第2章 無線局の免許等

免許状の取り扱い

免許状の返納（電波法第24条）

免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1ヶ月以内にその免許状を返納しなければならない。



電波法 第2章 無線局の免許等

登録点検事業者制度

落成後の検査(電波法第10条)を省略できるようにするための制度(電波法第24条の2～第24条の13)

総務大臣の登録を受けた点検事業者による点検利用



検査官の臨場実地検査を省略可能

登録を受けるためには、次の要件を満たすこと

- ①点検員の資格に関する要件(電波法別表一)
- ②測定器等に関する要件(電波法別表二)
- ③業務実施方法書



電波法 第2章 無線局の免許等

登録点検事業者制度

登録を受けるためには、次の要件を満たすこと

①点検員の資格に関する要件(電波法別表一)

一	第一級、第二級又は第三級総合無線通信士、第一級、第二級又は第四級海上無線通信士、航空無線通信士、第一級又は第二級陸上無線技術士、陸上特殊無線技士又は第一級アマチュア無線技士の資格を有すること
二	外国の政府機関が発行するこの表の一に掲げる資格に相当する資格を有する者であることの証明書を有すること
三	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に二年以上従事した経験を有すること
四	学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校に相当する外国の学校において無線通信に関する科目を修めて卒業した者であって、無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に二年以上従事した経験を有すること

電波法 第2章 無線局の免許等

登録点検事業者制度

登録を受けるためには、次の要件を満たすこと

- ②測定器等に関する要件（電波法別表二）

周波数計/スペクトル分析器/電界強度測定器/

高周波電力計/電圧電流計/標準信号発生器



電波法 第2章 無線局の免許等

登録点検事業者制度

登録を受けるためには、次の要件を満たすこと

- ③業務実施方法書

業務実施方法書	点検を行う無線設備等に係る無線局の種別
	点検の事業を行う事務所の名称及び所在地
	点検の業務を行う組織（申請者が法人の場合に限る。）
	点検員（無線局の種別ごとの無線設備等の点検を行う者、電波法別表第一）の氏名及び資格に関することがら
	測定器等（点検に用いる測定器その他の設備、電波法別表第二）の名称又は型式及び製造事業者名
	測定器等の保守及び管理並びに較正等（電波法第24条の2第4項第2号の較正又は校正）の計画
	無線局の種別ごとの点検の実施方法
	点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項

電波法 第2章 無線局の免許等

無線局に関する情報の公表（電波法第25条）

総務大臣は、無線局の免許又は登録をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その免許状又は登録状に記載された事項若しくは届出事項のうち総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。